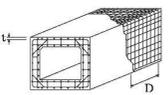
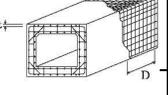
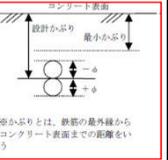
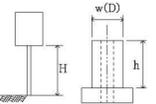
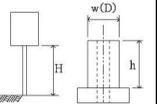
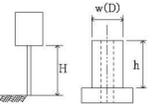
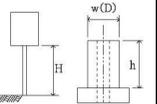
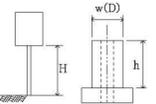
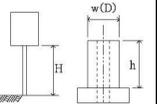
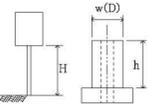


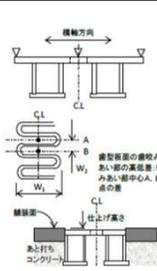
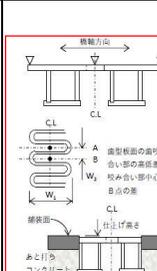
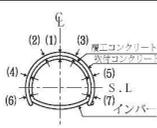
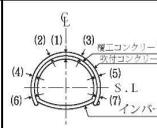
令和5年度 土木工事施工管理基準

新旧対照表

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)										改正 (令和5年12月)										改定理由																																											
単位: mm										単位: mm																																																					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由																																									
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4 組立て		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = D / (n - 1)$ D: 本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりとは、コンクリート標準示方書(設計編・標準7編2章2.1)参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全て対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		出来形管理基準-49	1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4 組立て		平均間隔 d	± φ	$d = D / (n - 1)$ D: 本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりとは、コンクリート標準示方書(設計編・標準7編2章2.1)参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全て対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		出来形管理基準-49	1 共通編		3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4 組立て		測定箇所追加																																				
						かぶり t	設計かぶり ± φ かつ 最小かぶり以上																																																								
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工	6 小型標識工		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎 1基毎		出来形管理基準-50	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎 1基毎		出来形管理基準-50	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工		誤字																																				
						基礎	幅 w (D)										-30											出来形管理基準-50	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎 1基毎		出来形管理基準-50	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工		誤字																		
							高さ h										-30																													出来形管理基準-50	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎 1基毎		出来形管理基準-50	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工		誤字
							根入れ長										設計値以上																																														

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)															改正 (令和5年12月)															改定理由
単位: mm															単位: mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由								
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	24	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の各3点		出来形管理基準-57	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	24	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の各3点		出来形管理基準-57	誤植		
								橋軸方向各点誤差の相対差	3																					
								表面の凹凸	3																					
								歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2																					
								歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2																					
								歯咬み合い部の縦方向間隔W2	±5																					
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2																													
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w (m)	0~+30	製品全数を測定。 両端及び中央部付近を測定。		出来形管理基準-90	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w (m)	0~+30	製品全数を測定。 両端及び中央部付近を測定。		出来形管理基準-90	追加		
								仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差σ1 (mm)	±4																				
								フィンガーの食い違いσ2	±2																					
10	道路路編	6	トンネル (N A T M)	4	支保工	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		出来形管理基準-140	10	道路路編	6	トンネル (N A T M)	4	支保工	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		出来形管理基準-140	誤字				

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)										改正 (令和5年12月)										改定理由									
単位: mm										単位: mm																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由							
10	道	路	編	6	トンネル (N A T M)	5	覆	工	3	覆	工	覆	工	覆	工	3	覆	工	覆	工	覆		工	測定箇所 削除					
																						基準高 (拱頂)			±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は40mに1箇所、(2) ~ (3) は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付けコンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限り。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		道路中心線は座標管理の場合は座標値とする復元位置参考値 ±10mm以内建設省公共測量作業規定 第5編第4節適用 出来形管理基準-141	
																						幅 w (全幅)			-50	(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は40mに1箇所、(2) ~ (3) は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付けコンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限り。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。			道路中心線は座標管理の場合は座標値とする復元位置参考値 ±10mm以内建設省公共測量作業規定 第5編第4節適用 出来形管理基準-141
																						高さ h (内法)			-50				
																						厚さ t 1、t 2			設計値以上				
																						延長 L			-				
ハンドハンマーによるたたき (打音)	済んで濁った音がしない	1打設長の起終点及び中間点とする。(コンクリート強度が設計強度に達したものの)																											
10	道	路	編	6	トンネル (N A T M)	6	イン	バ	4	イン	バ	幅	w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には左記の規格値は適用除外とする。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		道路中心線は座標管理の場合は座標値とする復元位置参考値 ±10mm以内建設省公共測量作業規定 第5編第4節適用 出来形管理基準-142												
																		厚さ t 1、t 2	設計値以上	(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ハ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	道路中心線は座標管理の場合は座標値とする復元位置参考値 ±10mm以内建設省公共測量作業規定 第5編第4節適用 出来形管理基準-142								
																		延長 L	-										
																		ハンドハンマーによるたたき (打音)	済んで濁った音がしない			1打設長の起終点及び中間点とする。(コンクリート強度が設計強度に達したものの)							
																		幅 w (全幅)	-50										
																		厚さ t 1、t 2	設計値以上										

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)										改正 (令和5年12月)										改定理由		
					単位: mm										単位: mm							
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定方法	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定方法	摘要
13 港湾・漁港編	1 一般施工	15 被覆・根固工	2 被覆石工	2	被覆石均し	天端面	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm	測線及び測点間隔は10m以下	音響測深機、レッドまたはレベル等により測定		13 港湾・漁港編	1 一般施工	15 被覆・根固工	2 被覆石工	2	被覆石均し	天端面	±50cm 異形ブロック据付面 (整積) ±30cm 岸壁前面 +0、-20cm	測線及び測点間隔は10m以下	音響測深機、レッドまたはレベル等により測定		基準書の改定による
						法面	±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面 (整積)の高さ (法面に直角) ±30cm	測線間隔は10m以下、測点3点以上ただし、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	音響測深機、レッドまたはレベル等により測定	法面							±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面 (整積)の高さ (法面に直角) ±30cm	測線間隔は10m以下、測点3点以上ただし、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	音響測深機、レッドまたはレベル等により測定			
						天端幅	-20cm	測線及び測点間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定	天端幅							-20cm	測線及び測点間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定			
						延長	-20cm	天端中心上または監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定	延長							-20cm	天端中心上または監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定			

土木工品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)								改正 (令和5年12月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
リ(1)転圧コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	リ(1)転圧コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	2020制定規格の追加
付ト1(1)コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	付ト1(1)コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：右成ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	2020制定規格の追加
トリ1(1)コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	トリ1(1)コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	誤植
									トリ1(1)コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	新規追加
									トリ1(1)コンクリート・舗装・覆工・コンクリート	材料	その他	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	新規追加

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)								改正 (令和5年12月)								試験成績表等による確認	改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
付ト1 け コ セ ン ク ラ リ ー ト コ ン ク レ ー ト を 除 く ・ 覆 工 ト コ ン ク レ ー ト ・ 吹	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、2 m以上の鉄筋コンクリート擁壁・内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下工区及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	付ト1 け コ セ ン ク ラ リ ー ト コ ン ク レ ー ト を 除 く ・ 覆 工 ト コ ン ク レ ー ト ・ 吹	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、2 m以上の鉄筋コンクリート擁壁・内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下工区及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		追加	
11 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000m ² 以上とする。 ・小規模工事：2,000m ² 未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	11 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000m ² 以上とする。 ・小規模工事：2,000m ² 未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆
11 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000m ² 以上とする。 ・小規模工事：2,000m ² 未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	11 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000m ² 以上とする。 ・小規模工事：2,000m ² 未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆
11 ア ス フ ア ル ト 舗 装	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	○	11 ア ス フ ア ル ト 舗 装	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		追加	
13 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000m ² 以上とする。 ・小規模工事：2,000m ² 未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	13 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000m ² 以上とする。 ・小規模工事：2,000m ² 未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)								改正 (令和5年12月)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		概要	試験成績表等による確認		
13	グリースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることできる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	13	グリースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることできる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆
19	吹付工	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	19	吹付工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	2020制定規格の追加
19	吹付工	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	19	吹付工	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	2020制定規格の追加
19	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種についてはミキサーの練混ぜ性能試験の項目を参照	○	19	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種についてはミキサーの練混ぜ性能試験の項目を参照	○	脱字
20	現場吹付法砕工	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	20	現場吹付法砕工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	2020制定規格の追加

土木工品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)								改正 (令和5年12月)								改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認			
20	現場吹付法枠工	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	20	現場吹付法枠工	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	2020制定規格の追加	
20	現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による。	1回6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ ₁ …3本、σ ₁₁ …3本)とする。	・参考値: 18N/m ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	○	20	現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	設計図書による。	1回6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ ₁ …3本、σ ₁₁ …3本)とする。	・参考値: 18N/m ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	○	脱字	
24	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ² につき1回の割合で行う。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ² につき1回の割合で行う。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	○	24	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ² につき1回の割合で行う。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	○	誤字

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)								改正 (令和5年12月)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認		
24	道路土工	施工	必須		または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体・次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		24	道路土工	施工	必須		または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体・次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		誤字
26	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。		26	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。		2020制定規格の追加
26	コンクリートダム	施工	必須	コンクリートのフリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			26	コンクリートダム	施工	必須	コンクリートのフリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			誤植
27	覆工コンクリート NATM	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。		27	覆工コンクリート NATM	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。		2020制定規格の追加

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)								改正 (令和5年12月)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認		
27	覆土工コンクリート	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		27	覆土工コンクリート	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○	2020制定規格の追加	
27	覆土工コンクリート	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G504-2013	設計基準強度	強度が同一ブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その個所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする	27	覆土工コンクリート	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その個所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする		追加	
28	吹付けコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JISCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。		28	吹付けコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JISCE-F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。			脱字	
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2 (3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によること。できる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	ファイラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2 (3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によること。できる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。		○	JIS A 5008の箇所のみ加筆

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行（令和4年7月）								改正（令和5年12月）								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
35 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工	材 料	必 須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	35 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工	材 料	必 須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆

土木工事写真管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)										改正 (令和5年12月)										改定理由			
撮影箇所一覧表										撮影箇所一覧表													
編	章	節	条	技番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	技番	工 種	写真管理項目			摘 要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影箇所	撮影時期	撮影項目		撮影頻度[時期]		撮影箇所	撮影時期
13 港湾・漁港編	1 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	2		ケーソン製作工						13 港湾・漁港編	1 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	2					ケーソン製作工				
					3) マット	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影	3) マット						摩擦増大用マット類の確認(※1)	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影	基準類の更新による修正			
							アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時									アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時					
							搬入仮置	搬入仮置時									搬入仮置	搬入仮置時					
							アンカー取付け、加工	取付加工時									アンカー取付け、加工	取付加工時					
							運搬	運搬時									運搬	運搬時					
							摩擦増大用マット類の確認	敷設状況と使用船舶機	敷設時								摩擦増大用マット類の確認	敷設状況と使用船舶機	敷設時				
							摩擦増大用マット出来形	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。							摩擦増大用マット出来形	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。			
							5) 足場	足場	組立状況	組立時						型枠及び支保工を適用する。	5) 足場	足場(※1)	組立状況	組立時	型枠及び支保工を適用する。	基準類の更新による修正	
									昇り足場設置状況	同上						内足場及び外足場の組立状況を撮影			昇り足場設置状況	同上	内足場及び外足場の組立状況を撮影		
									壁継ぎ設置状況	同上						足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影			壁継ぎ設置状況	同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影		
									足場スペースの確保状況	同上									足場スペースの確保状況	同上			
									解体状況	解体時									解体状況	解体時			
									7) 型枠							型枠及び支保工を適用する	7) 型枠				型枠及び支保工を適用する	基準類の更新による修正	
									型枠	組立て底版						組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影		型枠(※1)	組立て底版	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影	
										フーチング						組立段階確認時				フーチング	組立段階確認時		
										外壁(側壁)						各層組立段階確認時				外壁(側壁)	各層組立段階確認時		
										隔壁						各層組立段階確認時				隔壁	各層組立段階確認時		
										ハンチ部						上段組立段階確認時				ハンチ部	上段組立段階確認時		
									8) コンクリート工							運搬打設工を適用する。		8) コンクリート工			運搬打設工を適用する。	基準類の更新による修正	
						コンクリートの品質管理を適用する。					コンクリートの品質管理を適用する。												
				コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影		コンクリート	形状寸法、外観(※2)	打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影											
				完成	完成品全景	完成時、毎函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影		完成	完成品全景	完成時、毎函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影											
欄外				(新設)						欄外				(※1) 同一形状のケーソン毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする (※2) 形状寸法は出来形管理基準の測定基準以上、外観は全段階・全数の撮影とする	基準類の更新による修正								

土木工事写真管理基準 新旧対照表

13 港湾・漁港編	1 一般施工	15 被覆・根固工	4	被覆ブロック工	1) 被覆ブロック製作	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。	13 港湾・漁港編	1 一般施工	15 被覆・根固工	4	被覆ブロック工	1) 被覆ブロック製作	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。	基準類の更新による修正	
						使用船舶機械等	クレーン等	施工時								使用船舶機械等	クレーン等	施工時			
						面台	製作面台	着工時								面台	製作面台	着工時			
									コンクリートの品質管理を適用する。												コンクリートの品質管理を適用する。
						鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。							鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。		
						型枠	組立完了	組立確認時								型枠 (※1)	組立完了	組立確認時			
						コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影							コンクリート (※2)	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影		
						完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影 (全個数確認必要枚数撮影)							完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影 (全個数確認必要枚数撮影)		
							仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影								仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影		
欄外				(新設)	欄外				(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする (※2) 出来形管理基準の測定基準以上の撮影とする		欄外				(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする (※2) 出来形管理基準の測定基準以上の撮影とする		欄外				基準類の更新による修正
13 港湾・漁港編	1 一般施工	15 被覆・根固工	5	根固ブロック工	1) 根固ブロック製作	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。	13 港湾・漁港編	1 一般施工	15 被覆・根固工	5	根固ブロック工	1) 根固ブロック製作	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。	基準類の更新による修正	
						使用船舶機械等	クレーン等	施工時								使用船舶機械等	クレーン等	施工時			
						面台	製作面台	着工時								面台	製作面台	着工時			
									コンクリートの品質管理を適用する。												コンクリートの品質管理を適用する。
						鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。							鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	1-7-2ケーソン製作工の関連事項を適用する。		
						型枠	組立完了	組立確認時								型枠 (※1)	組立完了	組立確認時			
						コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影							コンクリート (※2)	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影		
						完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影 (全個数確認必要枚数撮影)							完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影 (全個数確認必要枚数撮影)		
							仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影								仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影		
欄外				(新設)	欄外				(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする (※2) 出来形管理基準の測定基準以上の撮影とする		欄外				(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする (※2) 出来形管理基準の測定基準以上の撮影とする		欄外				基準類の更新による修正

土木工事写真管理基準 新旧対照表

13 港湾・漁港 編	1 一般 施工	18 被 覆・ 根 固 工	5		13 港湾・漁港 編	1 一般 施工	18 被 覆・ 根 固 工	5		13 港湾・漁港 編	1 一般 施工	18 被 覆・ 根 固 工	5		13 港湾・漁港 編	1 一般 施工	18 被 覆・ 根 固 工	5					
				消波ブロック工										根固ブロック工									
				1) 消波ブロック製作	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景		1-15-4 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作の 関連事項を適用する。					1) 根固ブロック製作	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景		1-15-4 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作の 関連事項を適用する。	基準額の更新に よる修正			
			使用船舶機械等		クレーン等	施工時					使用船舶機械等	クレーン等	施工時										
			函台		製作函台	着工時					函台	製作函台	着工時										
									コンクリートの品質管理 を適用する。													コンクリートの品質管理 を適用する。	
					鉄筋	組立てかぶり	組立完了時		1-14-4 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作の 関連事項を適用する。		鉄筋	組立てかぶり	組立完了時			1-14-4 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作の 関連事項を適用する。							
					型枠	組立完了	組立確認時				型枠 (※1)	組立完了	組立確認時										
					コンクリート	形状寸法、外観	打設後				コンクリート (※2)	形状寸法、外観	打設後										
					完成	完成品	完成時				完成	完成品	完成時										
				仮置状況		仮置時						仮置状況	仮置時										
				(新設)										(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする (※2) 出来形管理基準の測定基準以上の撮影とする						基準額の更新に よる修正			
				欄外						欄外													

盛土材料取扱基準 新旧対照表

現行 (令和4年7月)	改正 (令和5年12月)	改定理由
<p align="center">盛土材料取扱基準</p>	<p align="center">盛土材料取扱基準</p>	
<p>1. 適用範囲 静岡県交通基盤部が発注する道路工事に盛土材料を使用する場合には、この基準によるものとする。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 切込砕石 切込砕石とは、岩石を破砕する機械（リッパ、バックホウ、ブレーカー等）およびクラッシャーで小割し、フルイ等でオーバーサイズを除き、岩砕と山土が混合したものをいう。</p> <p>3) 山砂利 砂利層の地山から採取したもので、良好な粒度分布を有するものをいう。</p> <p>4) 山土 道路用盛土材料として十分な強度と支持力を有し、変形量が少なく水が侵入しても膨潤弱化しにくいものをいう。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5) 再生材（再生盛土材、再生基礎裏込材） 再生材とは、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材、鋳物砂のほか再生処理工場で再生処理した製品をいう。</p> <p>6) 土質改良土 土質改良土とは、土砂を石灰安定処理等の安定処理したもの及び焼成処理したものをいう。</p> <p>7) 泥土改良土 泥土改良土とは、泥土（浚渫土のうちおおむねコーン指数2以下のもの及び建設汚泥）を安定処理したもの及び焼成処理したものをいう。（汚染土を除く。） ※泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。</p> <p>3 材料の品質規格 (新設)</p> <p>1) 路床材 路床材は、道路土工施工指針や舗装施工便覧などに規定する品質及び施工性を満足し、次に掲げる規格に適合しなければならない。 ①4,750μmフルイを通るものの重量百分率（%）25～100</p>	<p>1 適用範囲 本基準は、静岡県交通基盤部が発注する道路、河川、海岸及び砂防工事において使用する盛土材料に適用する。</p> <p>2 盛土材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切込砕石 切込砕石とは、岩石を破砕する機械（リッパ、バックホウ、ブレーカー等）およびクラッシャーで小割し、ふるい等でオーバーサイズを除き、岩砕と山土が混合したものをいう。</p> <p>(3) 山砂利 山砂利とは、砂利層の地山から採取したもので、良好な粒度分布を有するものをいう。</p> <p>(4) 山土 山土とは、盛土材料として十分な強度と支持力を有し、変形量が少なく水が侵入しても膨潤弱化しにくいものをいう。</p> <p>(5) 建設発生土 建設工事に伴って副次的に得られる土砂で、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当しないものをいう。</p> <p>(6) 良質土 新材及び建設発生土のうち、含水比低下、粒度調整、安定処理等の土質改良を行わなくてもそのまま盛土や埋戻しができるものをいう。</p> <p>(7) 再生材（再生盛土材、再生基礎裏込材） 再生材とは、コンクリート殻またはアスファルトコンクリート殻、鋳物砂等を再生処理工場で再生処理した製品をいう。</p> <p>(8) 土質改良土 土質改良土とは、土砂をセメント、石灰その他のものにより安定処理したものをいう。また、土質改良土に良質土を混合したものは良質土ではなく、土質改良土として扱う。</p> <p>(9) 泥土改良土 泥土改良土とは、泥土（浚渫土のうちおおむねコーン指数200kN/m²以下のもの）または建設汚泥を安定処理したものまたは焼成処理したものをいう。また、泥土改良土に良質土を混合したものは、良質土ではなく、泥土改良土として扱う。（汚染土を除く） ※建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。</p> <p>3 材料の品質規格</p> <p>(1) 裏込め材・埋戻し材 構造物の裏込め材や埋戻し材は、次に掲げる規格に適合しなければならない。 ①4.75mmふるい通過質量百分率：25～100% ②75μmふるい通過質量百分率：0～25% ③塑性指数（425μmふるい通過分について）：10以下 ④設計CBR：20%以上 ⑤最大粒径：40mm以下</p> <p>(2) 路床材 路床材は、道路土工施工指針等に規定する品質を満足し、次に掲げる規格に適合しなければならない。 ①4.75mmふるい通過質量百分率：25～100%</p>	<p>土質改良土の利用拡大を図るため「適用範囲」「用語の定義」「品質規格」の見直しを行った。</p> <p>適用範囲拡大 用語の見直し</p> <p>誤植</p> <p>統一</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>用語の見直し</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>用語の見直し</p>

盛土材料取扱基準 新旧対照表

<p>②75 μ mフルイを通るものの重量百分率 (%) 0～25</p> <p>③425 μ mフルイパス分のPIが10以下</p> <p>④変状土CBR20以上</p> <p>⑤最大粒径100mm</p> <p>2) 路体材 現場発生土、山土等の路体材は、道路土工施工指針の品質及び施工方法に適し、次に掲げる規格に適合しなければならない。</p> <p>①4, 750 μ mフルイを通る試料の中に占める75 μ mフルイパス分が50%以下</p> <p>②425 μ mフルイパス分のPIが30以下</p> <p>③変状土CBR 5 以上</p> <p>④最大粒径300mm</p> <p>3) 流用土 掘削土等を路体材として使用する場合には、路体に適した盛土材料でなければならない。</p> <p>4) 再生基礎裏込材</p>	<p>②75 μ mふるい通過質量百分率：0～25%</p> <p>③塑性指数（425 μ mふるい通過分について）：10以下</p> <p>④設計CBR：20%以上</p> <p>⑤最大粒径：100mm以下</p> <p>(3) 路体材 山土等の路体材は、次に掲げる規格に適合しなければならない。</p> <p>①4, 75mmふるいを通る試料の中に占める75 μ mふるい通過質量百分率：50%以下</p> <p>②塑性指数（425 μ mふるい通過分について）：30以下</p> <p>③最大粒径300mm以下</p> <p>(4) 建設発生土のうち工事間で流用する土砂 建設発生土のうち工事間で流用する土砂は、発生土利用基準（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）に基づき有効利用を図るものとする。ただし、路床材へは、流用はできないものとする。</p> <p>(5) 再生基礎裏込材</p>	<p>用語の見直し</p> <p>根拠がないため削除</p> <p>用語の見直し 基準の明確化</p> <p>番号</p>
<p>4. 材料の使用承諾</p> <p>1) 採取場の承諾 土木事務所は、毎年度、管内の盛土材料販売業者などから使用承諾の申請（添付資料として①②の資料が必要）があった場合には、厳正かつ公平な検査を行い、結果を通知しなければならない。</p> <p>合格した盛土材料使用承諾有効期限は1年間とし通年とする。ただし、新規等で年度途中に合格した場合の有効期限は翌年度当初の検査時までとする。（後略）</p> <p>2) 工事に使用する場合の承諾 受注者は、路床及び路体材料を使用するときは、静岡県または静岡県内の公共団体が実施する立会検査による使用承諾書（過去1年以外のものに限る。）（様式-5）の提出により、監督員の承諾を受けなければならない。</p>	<p>4 材料の使用承諾</p> <p>(1) 採取場・生産設備の承諾 土木事務所は、管内の盛土材料販売業者等から使用承諾の申請があった場合には、厳正かつ公平な検査を行い、結果を通知しなければならない。</p> <p>合格した盛土材料使用承諾有効期限は1年間とする。（後略）</p> <p>(2) 工事に使用する場合の承諾 受注者は、裏込め材・埋戻し材、路床材及び路体材を使用するときは、静岡県またはこの取扱基準と同等の品質規格を定めている静岡県内の公共団体が通知した有効期限内の使用承諾書等の提出により、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>用語の見直し</p> <p>適用の拡大</p>
<p>5. 材料の検査</p> <p>盛土材の検査は、盛土販売業者からの申請を受付後、土木事務所検査監の立会いのもと以下の項目について実施する。</p> <p>1) 書類審査</p> <p>(1) 現地採取土砂がある場合は、採取計画認可書、採取に関する認可期間並びに採取、採取範囲及び内容の確認</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2) 生産施設の現地検査</p> <p>(1) 生産工程のフロー図に基づく生産施設の確認</p> <p>(2) 破砕材料受入れヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物などの不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）</p> <p>(3) 生産物ストックヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物などの不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）</p> <p>3) 土質試験による品質検査</p> <p>(1) 土質試験試料採取 材料の品質試験用の試料採取は、土木事務所検査監立会のうえ、生産物ストックヤードからランダムに抽出して採取する。</p> <p>(2) 土質試験資料採取数 (後略)</p> <p>(3) 土質試験内容</p>	<p>5 材料の検査</p> <p>盛土材（建設発生土のうち工事間で流用する土砂を除く）の検査は、盛土材販売業者等からの申請を受付後、土木事務所検査監の立会いのもと以下の項目について実施する。</p> <p>(1) 書類審査</p> <p>①関係法令に係る許可書等の確認及び現地採取土砂がある場合は、採取計画認可書、採取に関する認可期間並びに採取、採取範囲、及び内容の確認</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 生産設備の現地検査</p> <p>①生産工程及び生産設備の確認</p> <p>②破砕材料受入れヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）</p> <p>③生産物ストックヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）</p> <p>(3) 土質試験による品質検査</p> <p>①土質試験試料採取 材料の品質試験用の試料採取は、土木事務所検査監立会のうえ、生産物ストックヤードからランダムに抽出して採取する。</p> <p>②土質試験試料採取数 (後略)</p> <p>③土質試験内容</p>	<p>用語の見直し</p> <p>資料の重複を避けるよう追加</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>

盛土材料取扱基準 新旧対照表

材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとする。ただし、再生基礎裏込材の試験は、骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、1 試料）のみとする。
調査に要する費用は申請者が負担するものとする。

試験項目	試験方法	備考
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料または 6 試料
土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料または 6 試料
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料または 6 試料
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料または 6 試料
変状土 CBR 試験	JIS A 1211	3 試料または 6 試料
粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	粒径37.5～75mmで実施
骨材のふるい分け試験 (再生基礎裏込材にのみ適用)	JIS A 1102	1 試料

※鑄物砂再生材は、溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）を必要とする。

6 材料の検査結果と通知

- (1) ①～⑦ (略)
- ⑧ 溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）結果及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）結果（**鑄物砂再生材の場合は添付する。**）
- (2) ～ (3) (略)
- (新規)

7. 施工
8. 品質管理
9. その他

(新設)

材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとする。ただし、再生基礎裏込材の試験は、骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、1 試料）のみとする。
調査に要する費用は申請者が負担するものとする。

試験項目	試験方法	備考
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料または 6 試料
土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料または 6 試料
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料または 6 試料
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料または 6 試料
設計 CBR 試験（裏込め材・埋戻し材及び路床材にのみ適用）	JIS A 1211	3 試料または 6 試料
粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	粒径37.5～75mmで実施
骨材のふるい分け試験 (再生基礎裏込材にのみ適用)	JIS A 1102	1 試料

※鑄物砂再生材は、溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）実施し、土壌環境基準に適合しなければならない。

※セメント及びセメント系固着剤を使用した土質改良土等を含む場合は、六価クロム溶出試験要領により、六価クロム溶出試験を実施し、土壌環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に適合しなければならない。

6 材料の検査結果と通知

- (1) ①～⑦ (略)
- ⑧ 溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）結果及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）結果、溶出試験（平成3年8月23日環境庁告示第46号）結果（**必要な場合**）
- (2) ～ (3) (略)

(4) 留意事項

盛土材料販売業者等は、使用承諾を得た盛土材の品質に変化が生じた場合または、採取場または生産設備を変更する場合は、速やかに土質試験を行い、改めて承諾を得るものとする。

(削除)

(削除)

(6 (4)へ移動)

7 河川築堤盛土材として望ましい品質規格

河川築堤盛土材は、市場の流通や検査体制が整備されるまでの間、暫定的に望ましい品質規格を定めるものとする。

・河川築堤盛土材

河川築堤盛土材は、河川土工マニュアル等に規定する品質及び施工性を満足し、次に掲げる規格に適合することが望ましい。

- ①75 μ mふるい通過質量百分率：15～50%
- ②最大粒径：100mm以下
- ③透水係数（mm/s）： 1×10^{-2} 以下
- ④水素イオン濃度（pH）：5.8～8.6

補足追加

基準類の見直し

基準類の見直し

9 その他 削除に伴う移動

共通仕様書と重複
共通仕様書と重複

移動

今後の導入に向け望ましい規格として追加（望ましい=ガイドライン文章（参考指針）：ISO should)

河川土工マニュアル
設計のポイント
水質汚濁防止法

盛土材料取扱基準 新旧対照表

様式-1

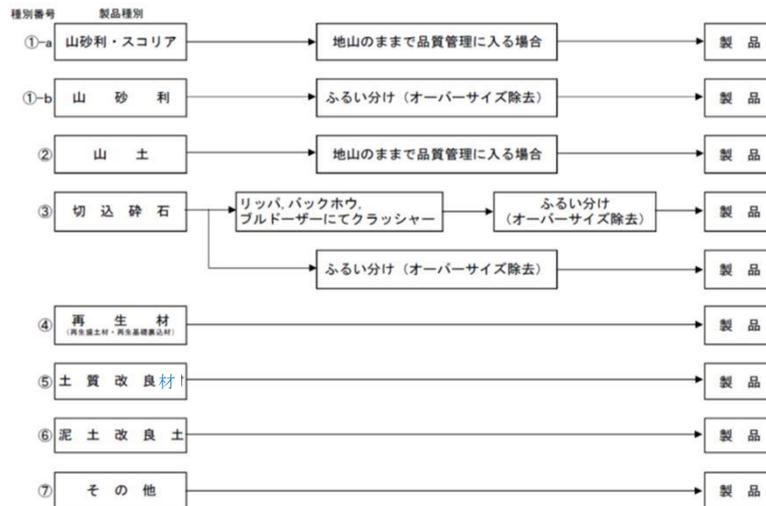
盛土材等採取土取場調査表

様式 1

会社名	
会社所在地	
採取土取場所在地	
採取土取場所在地電話番号	

種別番号	品名	生産能力	調査年月日	摘要
		m3/月		
		m3/月		
		m3/月		

盛土材等採取工程のフローシート



(注) 1. 生産能力とは、1ヶ月の生産量をいう。
 2. 種別番号とは、採取工程のフローシートにおける種別番号を記入する。
 3. 再生材の場合、採取土取場所在地及びその電話番号は、生産工場とする。

様式-1

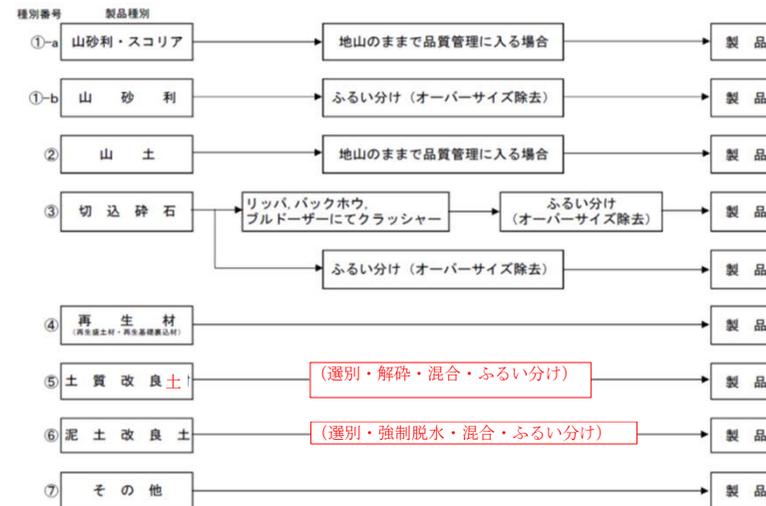
盛土材等採取土取場調査表

様式 1

会社名	
会社所在地	
採取土取場所在地	
採取土取場所在地電話番号	

種別番号	品名	生産能力	調査年月日	摘要
		m3/月		
		m3/月		
		m3/月		

盛土材等採取工程のフローシート



(注) 1. 生産能力とは、1ヶ月の生産量をいう。
 2. 種別番号とは、採取工程のフローシートにおける種別番号を記入する。
 3. 再生材の場合、採取土取場所在地及びその電話番号は、生産工場とする。

盛土材料取扱基準 新旧対照表

別紙B

盛土材土質試験結果調査表

別紙B

会社名: _____ 製品名称: _____ 静岡県〇〇土木事務所
 土取場所在地: _____ 地区No.: _____ 令和〇年〇月〇日調査

項目	試料	令和△年△月			令和〇年〇月			平均	品質規格			備考
		1	2	3	4	5	6		路床材	路体材	再生基礎裏込材	
土質記号												
粒度 53mm	%									100		
37.5mm	"									95~100		
19mm	"									50~80		
4.75mm (4750μm)	"								25~100	15~40		
2.36mm	"									5~25		
75μm	"								0~25	*50以下		
塑性指数	LL/PL											
	P I								10以下	30以下		
実状土 CBR	%								20以上	5以上		試験の CBR: 設計に用いる CBR:
最大粒径	mm								100以下	300以下		
自然含水比	%											
最適含水比	"											
最大乾燥密度 (ρ _{dmax})	g/cm ³											E法にて実施
ρ _{dmax} × 0.95	"											
ρ _{dmax} × 0.90	"											
礫のカサ比重	"											

説明 1. 土質試験結果をこの調査表に整理して調査を行う。
 2. *50以下とは4.75mm (4750μm)以下の通過試料に占める75μm以下の通過試料の割合(%)
 3. 実状土 CBR のデーター調査
 イ データーの範囲: 最大値 (MAX) ~ 最小値 (MIN)
 ロ 較差: MAX ~ MIN
 ハ 平均: $X = \sum X_i / N$
 ニ 標準偏差: $\sqrt{V} = \sqrt{(\sum (X_i - X)^2) / (N - 1)}$
 ヒ 試験の CBR: $X - V$
 ホ 路体材 ← 5以下は不適
 路床材: 20以下の場合は路体材としての使用のみ可能

4. 設計に用いる CBR
 イ 路体材については上層20.0%とする
 ロ 路体材については、試験の CBR 値が20%以下の場合はその値を採用し20%以上の場合は20.0%とする
 5. 再生基礎裏込材は1試験とする

別紙B

盛土材土質試験結果調査表

別紙B

会社名: _____ 製品名称: _____ 静岡県〇〇土木事務所
 土取場所在地: _____ 地区No.: _____ 令和〇年〇月〇日調査

試験項目		令和△年△月			令和〇年〇月			平均	品質規格			備考
		1	2	3	4	5	6		選定の材 路床材	路体材	再生基礎裏込材	
土質記号												
粒度 53mm	%										100	
37.5mm	"										95~100	
19mm	"										50~80	
4.75mm (4750μm)	"									25~100	15~40	
2.36mm	"										5~25	
75μm	"									0~25	*50以下	
塑性指数	LL/PL											
	P I									10以下	30以下	
設計 CBR	%									20以上		試験の CBR: 設計に用いる CBR:
最大粒径	mm									100以下	300以下	
自然含水比	%											
最適含水比	"											
最大乾燥密度 (ρ _{dmax})	g/cm ³											E法にて実施
ρ _{dmax} × 0.95	"											
ρ _{dmax} × 0.90	"											
礫のカサ比重	"											

説明 1. 土質試験結果をこの調査表に整理して調査を行う。
 2. *50以下とは4.75mm (4750μm)以下の通過試料に占める75μm以下の通過試料の割合(%)
 3. 設計 CBR のデーター調査
 イ データーの範囲: 最大値 (MAX) ~ 最小値 (MIN)
 ロ 較差: MAX ~ MIN
 ハ 平均: $X = \sum X_i / N$
 ニ 標準偏差: $\sqrt{V} = \sqrt{(\sum (X_i - X)^2) / (N - 1)}$
 ヒ 試験の CBR: $X - V$
 ホ 試験の CBR: 20未満の場合は路体材としての使用のみ可能

4. 設計に用いる CBR
 イ 選定の材・再生基礎裏込材、路体材については上層20.0%とする
 ロ 路体材については、試験の CBR 値が20%以下の場合はその値を採用し20%以上の場合は20.0%とする
 5. 再生基礎裏込材は1試験とする

適用拡大
用語の見直し